

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

第57回となる本運動では、「防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り」の統一標語の下、「犯罪・非行の防止と更生の援助のため、地域住民の理解と参加を求める」を重点目標に取り組みます。

市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

## おかえり。

あなたに信じてもらう。  
それだけで、歩き出せる人がいます。  
あやまちから立ち直ろうとする決意を、  
どうかまっすぐに受け入れてください。  
更生への道のりには、  
あなたの温かい支えが必要です。

## 第58回 “社会を明るくする運動” のための標語募集

「犯罪や非行の防止」「犯罪や非行をした人たちの立ち直り」をテーマに標語を募集します。

- **応募方法** 官製はがき又はメール(はがき1枚及びメール1通につき1標語)  
・官製はがき…表面に「社明標語」と朱書き  
・メール……… 標語に「社明標語」と入力
- **応募期間** 7月1日(日)～31日(火)
- **応募資格** どなたでも応募できます
- **応募先・問い合わせ**

〒100-8977東京都千代田区霞ヶ関1-1-1  
法務省大臣官房秘書課広報室  
Eメール shameihyougo@moj.go.jp  
※ 詳しくは、法務省ホームページ  
(www.moj.go.jp/HOGO/)をご覧ください。

### 問い合わせ

第57回“社会を明るくする運動”甲賀市実施委員会  
(社会福祉課) ☎ 65-0700 FAX 63-4085

平成20年  
4月から

始まります

# 後期高齢者 医療制度

本格的な少子高齢社会の到来を迎え、大きく社会環境が変化するなか、安定した医療制度を続けていくため、平成20年4月から、現在の老人保健制度にかわる「後期高齢者医療制度」が始まります。

### ● 加入対象者

◎75歳以上の人(65歳以上で一定の障害がある人も含みます)  
・平成20年3月31日の時点で75歳以上の老人保健制度の該当となっている人は、国民健康保険

や社会保険等の健康保険から「後期高齢者医療」の加入者に移行します。  
・平成20年4月1日以降に75歳の誕生日を迎える人は、誕生日から「後期高齢者医療」の加入者となります。

### ● 保険証(被保険者証)

◎後期高齢者医療の保険証をお渡しします。

### ● 病院での個人負担

◎お医者さんにかかったときは、通常は1割の負担です。ただし、一定以上の所得のある方

は3割の負担となります。

### ● 保険料の納付

◎すべての加入者の皆さんから保険料を納めていただくこととなります。  
・保険料の額は、滋賀県全体での医療費の総額、加入者数や所得をもとに決定され、県内のどこの市町でも統一した算定方法で計算します。

◎原則として、年金から天引き(特別徴収)されます。  
・年金額が年額18万円未満の方や、介護保険と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分

の1を超える場合は、納付書による直接納付や口座振替(普通徴収)で納めていただくこととなります。  
手続きや保険料額については、今後の広報でお知らせする予定です。

### 問い合わせ

滋賀県後期高齢者医療広域連合

☎ 077-522-3013  
FAX 077-522-3023

保険年金課 老保医療係

☎ 65-0689  
FAX 63-4618